



持続可能な調達 方針



序文	3
本方針のねらい	4
適用範囲	4
基準文書	4
規制の範囲	5
労働と人権	5
倫理	6
品質	7
労働上の健康および安全	8
環境保護	8
環境・社会的影響において危険を孕む物質の使用について	10
情報の安全性	10
トレーニング	11
違反の通報	11
是正処置の監視	12



序文

ブレングroupは、世界的に市場をリードし革新する企業としての自覚に基づき、2030アジェンダに賛同して**持続可能性の文化**の普及推進に努めることを決意しました。

ブレングroupは、賛同した目標を達成するのために**責任ある 持続可能な調達**を保証することの大切さを認識しています。そのため、当グループは、過去数年間にサプライヤーを管理するために組織化したプロセスを定義し、サプライヤーに次のことを要求しています：

- 規制要件や現行の法規および規格を遵守し、人権の尊重を保証すること。
- 自社の従業員および地域社会の健康と安全を保護すること。
- ライフサイクルアセスメント(LCA)の原則による環境保護の責任方針を適用すること。
- 品質要件を満たし、さまざまなニーズに速やかかつ柔軟に対応すること。
- 改善のための技術的ソリューションの革新と探求を推進すること。
- データや情報の使用時および保存時に毎回到りされるデータの安全性と完全性を保護すること。
- ライフサイクルコスト(LCC)のアプローチに基づき、該当市場で求められる競争力を保証すること。

この方針は、ブレングroupの上述目標に対する取り組みの裏付けとなるものであり、この取り組みの重要性、適合性、遵守を保証するために定期的に更新されます。



本方針のねらい

この持続可能な調達方針（以下「方針」ともいう）は、ブレンボのサプライチェーン全体における持続可能で責任ある調達の実践を推進することを狙うものです。

その意味で、ブレンボグループ（以下「ブレンボ」ともいう）は、これまでも常に自社の原則および基準を守るよう努めてきており、その詳細は本書に記述されていますが、それと同じ原則と基準をサプライチェーン全体（すなわちサブサプライヤー）にわたりサプライヤーにも認識・適用するよう要求します。

本方針への署名およびその遵守は、グループとの取引関係を確立・維持するために必要な条件です。本方針に違反した場合は、いかなる状況であれ、ブレンボは取引関係を解消する権利を得ます。



適用範囲

本方針は、グループが業務を行うあらゆる国のブレンボのサプライヤー全社に適用されます。



基準文書

本方針は、当グループの考え方の基準となる原則と価値観を規定する次の文書を併せて読むことを前提とします：

- 倫理規定
- D. Lgs. 231/2001（法律命令第231/2001号）に則った組織・管理・規制書
- 労働基本条件に関する規準
- 労働上の健康および安全についてのグループの方針
- 腐敗防止行動規範
- 無差別および多様性尊重についてのブレンボの方針
- 環境およびエネルギーに関するグループの方針



- 現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015) 遵守の年次宣言



規制の範囲

この方針は、ブレンボの行動規範に示した価値観に基づくものであり、ブレンボの行動規範は国際連合の世界人権宣言(ブレンボは全領域でこの原則を支持します)、国際労働機関(ILO)による多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、経済協力開発機構(OECD)による多国籍企業ガイドラインの原則に基づくものであり、ひいてはISO 20400規格の国際的に認められた原則に基づいています。

サプライヤーは、自らが業務を行う国における現行の法規および規準を遵守しなければいけません。現地の法規が本方針の原則よりも緩い場合、サプライヤーは、妥当な期間内に本方針で定義され後述する原則と行動規範に適応するために必要な措置を講じなければいけません。



労働と人権

国際的基準に従い、社会的保護および持続可能性の視点から、自社の業務が人権侵害の原因となったりまたはそれを助長したりすることを予防するため、ブレンボはサプライヤーにも次のことを要求します:

- **児童労働を利用しないこと**。職業上のインターンシップ、訓練プログラムまたは参加者にとって有益であることが明らかで政府の承認を受けた見習い期間でない限り、どんな状況であれ、15歳未満の児童を雇用してはいけません。
- **あらゆる形態の強制労働**を利用しないこと。肉体的・精神的暴力を用いた訓練等を一切許さず、あらゆる形態での人身売買や現代奴隷に抵抗しなければいけません。
- 全ての工場の従業員に**労働の権利と自由な組合の権利**を認め、尊重し、全面的にそれを保証し、法規および/または社会システムで想定されている場合は、団体交渉の形態を適用すること。



- I サプライヤーは、自社の従業員またはそれに相当するあらゆる組織の利益を促進するよう、彼らと建設的に協力しなければいけません。サプライヤーは、従業員の問題に耳を傾ける機会をつくるよう努めなければいけません。
- 性別、社会的少数者、政治的意見、宗教、年齢、民族、未婚・既婚の別、家族の状態、心身障害の有無、その他あらゆる個人的状態を理由にしたあらゆる形でのいじめや嫌がらせや差別を一切容認せず、多様性に肯定的な価値を見出す態度を認めて促進しなければいけません。
 - 労働時間の規則に関して適用可能な法規を遵守しなければいけません。
 - できる限り従業員の物質的な福利を促進しなければいけません。報酬 および各種手当は、現行の法規に適合したものでなければいけません。
 - 実現を意図するあらゆるタイプのコミュニティプロジェクトにおいて、現地の住民と地域社会を関与する主な当事者と考えなければいけません。サプライヤーは、自らのコミュニティプロジェクトを、当事者として認められるすべての人々と公明正大に共有しなければいけません。



倫理

- ブレンボは、腐敗防止行動規範に示すように、一切の形での汚職を許さず、業務を行うすべての国の現行の腐敗防止法を遵守します。そのため、サプライヤーにも、業務を行うすべての国の現行の腐敗防止法を遵守して透明かつ公正に行動することを要求します。
- あらゆる形態での汚職、犯罪幫助、財物強要 および横領を厳重に禁じます。サプライヤーは、特典を直接提案する場合であれ、間に仲介者を挟む場合であれ、不当な特典を得るために、直接・間接を問わず、金銭(リベートおよび/または祝儀および金銭またはその他のものによる報酬を通じて)の贈呈の提案またはその約束、支払い、要求をしてはいけません。
- 公正な競争 は、企業が成功をおさめて、有益な財務実績を達成して株主のための価値をつくるための基本的な前提条件です。サプライヤーは、業務先の各国で適用される競争、反トラスト、貿易に関する規則 に適合した形で行動しなければいけません。競争の規



則に違反したあらゆる形での協定は厳重に禁じられています。また、反トラスト法に違反する商慣行も同様に禁じられています。

- サプライヤーは、業務上検出された**あらゆる利害の対立** について、実際に発生したもの、またはその可能性があるもののいずれも通報しなければいけません。ブレンボとのビジネス関係において、個人の利益または活動が干渉するかまたはその可能性がある場合に利害の対立が存在することになります。
- サプライヤーは、**あらゆる形でのマネーロンダリングに断固として反対** し、それぞれの経済・金融取引の透明性を保証して公正に追跡できるようにするための措置を講じなければいけません。これは、会社のあらゆる取引の財および/または金銭の出所を識別できるようにし、自社の財務取引が第三者によってマネーロンダリングに利用されないようにするためです。
- サプライヤーは、**第三者の知的財産権を尊重し** 自社の顧客の情報や個人データを保護しなければいけません。
- **行動規範** を適用し、それが実行されているか定期的にチェックすることが強く推奨されます。



品質

ブレンボは、戦略的パートナーシップの観点から、サプライヤーの**業績の継続的改善**と製品革新プロセスへのサプライヤーの関与を促進します。

ブレンボは、自社製品の最大の安全性と品質を保証するために、製品開発の初期段階からサプライヤーを関与させるよう努めます。予防と未然防止のアプローチを適用し、あらかじめ危険な状況を予測し、危険性が割り出された場合にそれを解決します。

殊に、自社の品質方針を追求するため、ブレンボはサプライヤーに認定取得済の**品質管理システム**を要求します。ブレンボの目標は、直接材料を納入するサプライヤーおよび、製品に関わる業務やサービスの提供者がすべて国際規格ISO 9001に従った認証を取得し、さらに最終的目標として認定機関よりIATF 16949認証を取得することです。ブレンボは、直接材料を納入するサプライヤーすべてを、上述の基準に定められた要件に基づいて管理します。さらに機械部品のサプライヤーについては、ISO 26262およびASPICEの両規格が、製品の開発・製造段階の管理の基



準モデルとなります。



労働上の健康および安全

ブレンボは、労働上の健康および安全についてのグループの方針に定めているように、労働上の健康と安全の保護を自社の行動と企業活動の基本原則とします。そのため、サプライヤーにも、適用される法的要件を遵守して従業員に安全かつ健康的な労働条件を提供するための労働上の健康および安全についての方針を定義・維持するよう求めます。特に：

- サプライヤーはISO 45001規格(またはそれに準ずるもの)に則った自社の管理システムの原則を定め、業績の継続的改善を促進しなければいけません。
- サプライヤーは、労働者による責任感のある行動を推奨する安全文化を普及させ定着させるよう努めなければいけません。
- サプライヤーに外注方式で製造プロセスが委託されている場合、サプライヤーは、適用される法規を遵守し、可能な限り従業員の健康・安全上の危険をなくすよう努めなければいけません。また、残留リスクを評価し、リスクを最小限に抑えるための方策を講じなければいけません。
- 特に、ブレンボの拠点で業務を行うサプライヤーには、ブレンボの健康・安全基準に従うことが要求されます。



環境保護

ブレンボは、環境およびエネルギーに関するグループの方針に定めるように、持続可能な発展の原則に全面的に賛同し、再生不可能な資源を最小限まで減らし、再生可能な資源の消費を再生限度以内にとどめるよう努めます。この目標を追求するうえで、サプライチェーン全体が寄与することが基本的に不可欠です。

ブレンボにとって優先度の高いものの一つが製品のライフサイクル全体におけるCO2放出の低減です。サプライチェーンによる自社製品のカーボンフットプリントへの影響を減らすために、ブレンボは、サプライヤー自身が行う行程およびそれ以前の段階で行われる業務(サプライヤーの



サプライヤーが行うこと)によるガス放出状況の通知について、サプライヤーに協力的で透明な対応を求め、直接・間接を問わず、CO₂ の放出量を減らすための効果的な措置を講じるよう要求します。さらに、**自社の生産業務による環境への影響**を最小限にとどめるために、サプライヤーは次のことをしなければいけません:

- ISO 14001規格に適合する**環境管理システム**を展開・維持し、できれば第三者による認証を取得すること。
- **天然資源の使用を最適化し、「温室効果」の原因となる環境に有害な物質の放出量を減らす**よう努めること。
- 製品およびプロセスを、そのライフサイクルにおける環境への影響を最低限に減らすよう設計すること。その際、特に**水資源**（漸次的にその消費量を減らし、あらゆる形での汚染を避けること）および**エネルギーの使用**（その生産が気候変動に關与するガス放出の原因となる）について考慮すること。
- 漸次的に化石エネルギーの使用を減らし、再生可能なエネルギーの現地自己生成および調達のためのプロジェクトを助長すること。
- ブレンボにライフサイクルにおいて環境への影響を向上する**代替の製品およびプロセスの採用**（例えば、循環経済の視点での再生原料の使用など）を提案すること。
- 現行の法規に準拠した適切なやり方で**廃棄物の処理**を管理し、ゴミ処理場で廃棄する廃棄物の量を極力減らし、リサイクル可能なものを増やすこと。
- 技術的に可能な場合は、例えばCMR物質（発ガン性、変異原性、生殖毒性があるとされる物質）などの**危険物質の使用を避けること**。他の物質で代替できない場合は、製造場所だけでなく、製品の使用先にも適用される法規（例えば、規則(CE) n.1907/2006 - REACHおよび その後の改訂）を準拠した方法で管理すること。
- **最適化されたロジスティクス**を適用し、環境への影響を最小限にとどめる輸送手段を利用すること。
- 環境への影響を最小にとどめるにあたっては、ブレンボが自社およびそのサプライヤーのために採用した取り組みに相応しいやり方で**自社のサプライチェーンの環境配慮への意欲を促すこと**。



環境・社会的影響において危険を孕む物質の使用について

ブレンボは、サプライチェーンの業務遂行上、人権を尊重することを証明できるサプライヤーおよびビジネスパートナーから原料と部品を購入するよう努めます。

そのため、サプライヤーには、グループへの納入品について、次の物の有無およびその由来についての宣言を求めます：

- **紛争鉱物**：3TG（金、タンタル、スズ、タングステン）およびその派生物（コルタン、スズ石、鉄マンガン重石など）。
- コバルトおよび雲母。

そのため、サプライヤーは、この件に関する「デューデリジェンス」として要求事項を具体的に述べた**OECDガイドライン** (www.oecd.org)の規定およびこれに関する法規に適合したやりかたで自らのサプライチェーンの緻密な調査を実施しなければいけません。

グループは、サプライヤーに対して、RMAP（責任ある鉱物調達保証プロセス）のプロトコルに適合しないとみなされる鑄物工場や精練所をサプライチェーンから排除するよう要求します。

さらにブレンボは、サプライヤーに対し、本件に関する法規の今後の展開に適合し、顧客からの要求に対応して、環境および社会への影響上問題を孕むその他の物質の有無および由来についての情報を求める権利を留保します。



情報の安全性

ブレンボでは、自社および関係者の資産を保護するために、情報の安全性は放棄することのできない要因であり、競争上の利点につながる戦略的価値をもつ要因であると考えます。

このような理由から、ブレンボは該当部門の安全基準（例えばISO 27001、Tisaxなど）に適合するやり方で業務を行い、常に自社および顧客・パートナー・サプライヤー・従業員の情報資産の完全性、機密性、可用性をよりよい形で保証するために必要な技術的・組織的な措置を講じることで自社の円熟度を高めるよう努めています。



そのため、サプライチェーンを通じて情報が常に保護された状態を保つために、ブレンボはサプライヤーへ次のことを要求します:

- ブレンボから提供される情報を適切なやり方で扱い、運営・物理・技術的な確認を行うこと。その確認は、該当部門の基準、特にISO/IEC 27001:2013および情報管理の安全に関して適用可能なその他の基準の厳格度を下回るではありません。
- 最低でも次の確認が含まれていなければいけません:
 - 会社の施設、紙媒体の文書保管所、情報処理用具を安全な状態にすること
 - 情報の転送、保管、処分の保護
 - アクセスおよび認証のコントロールの実行
 - ブレンボの機密情報を他の顧客やサプライヤーから隔離すること
 - 自社の従業員に対して情報管理の安全に関する適切なトレーニングを行うこと
 - ブレンボの情報の複製および印刷の規制
- ブレンボとサプライヤーの間で取り決めたさらなる安全規制を実行して維持すること
- 情報のセキュリティ違反があった場合は、早急にブレンボへ通知し、直ちに最善を尽くした解決策を講じ、さらなるセキュリティ違反を予防するための措置を講じること



トレーニング

ブレンボは、本書に言及された原則に関して、従業員に適切な教育を行い、すべてのサプライヤーにも、従業員およびサプライヤーへの適切なトレーニング活動を通じてにその原則を普及させるよう奨励します。



違反の通報

サプライヤーには、自社の従業員による本方針に挙げられている原則への**違反**があった場合は、ブレンボへ**遅滞なく通報する**義務があります:

- さらに、ブレンボへの納入関係において、ブレンボの従業員が上述の原則に反する行動



をとった場合にも通報が必要です。その場合は、次のメールアドレスを使用して通報しなければいけません: Organismo_Vigilanza@brembo.it ブレンボは誠意をもって通報を行った者および本方針への違反行為を行った者の身元情報を内密に扱うことを保証します。

- さらにサプライヤーは、上述の通報を立証するために必要な書類および/または情報を保持しなければいけません。ブレンボは、必要と判断した場合に、そのような書類の検証を行う権利を留保します。



是正処置の監視

ブレンボは、サプライヤーに対して、特定のアンケート/調査を通じて上述の主題に関する情報の提供を要求します。さらに、適切な予告を行ったうえで、ブレンボの従業員および/または第三者による監査を通じて本方針が扱う主題についての検証を行う権利を留保します。

不適合が検出された場合、ブレンボは:

- サプライヤーに対して**不適合の是正処置**の作成と実行を要求します。
- 上述の是正処置が実際に実施されているかを確認するために、適切な予告を行ったうえで、文書の検証および/またはさらなる**監査**を行います。

サプライヤーが本方針の**原則に違反**し、要求された情報の**提供に** **協力しない**場合、あるいは**不適合**が検出されたにもかかわらず**改善処置**の作成と実施を怠った場合、ブレンボは、あらゆる取引関係を予防策として一時停止するか、または即効で早期解約する権利を留保するほか、そのサプライヤーによる不履行および/または行動によって生じたあらゆる損失、損害、費用、その他の出費の損害賠償を求める法的手段を取る権利を留保します。

次に本書で言及したブレンボの行動規範と企業の社会的責任に関する方針書のリンクを表示します:

- <http://www.brembo.com/it/company/corporate-governance/codici-di-condotta-e-policies>
- <http://www.brembo.com/it/sostenibilita/corporate-social-responsibility>
- <https://www.brembo.com/en/Varie/tabelle%20CSR/Group%20Environment%20%20>



[Energy%20Policy_ENG.pdf](#)



サプライヤーの誓約

下の「誓約書」に署名をすることにより、サプライヤーは、ブレンボグループの企業への物品の供給および業務および/またはサービスの実行に関する本方針書に記述されている原則、要点、条件を熟読して同意したことを認めたことになります。

「誓約書」には会社の正式な代表者が署名しなければいけません。

誓約書

会社名:.....

納税者番号:.....

住所:.....

署名者の姓名

.....

署名者の役職:.....

日付:.....

署名:.....

